

鳥取県介護職員初任者研修受講支援事業（一般向け）補助金募集要領

令和 6 年 4 月 1 日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

鳥取県介護職員初任者研修受講支援事業（一般向け）補助金の令和 6 年度分の交付対象者を次のとおり募集します。

1 目的

本補助金は、介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了した者に対し、その受講に要する費用の一部を補助し、本県の介護人材のすそ野拡大、介護を理由とした離職の防止及び住民が主体となって高齢者を支える地域づくりの促進を図ることを目的にしています。

2 補助金区分及び募集期間

区 分	鳥取県介護職員初任者研修受講支援事業（一般向け）補助金
募 集 期 間	予算の範囲内で随時募集 ※原則、先着順

※令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日までの間に修了する研修が対象です。

※交付は 1 人 1 回とします。

3 応募方法

受講計画書（別紙 1）を作成し、募集期間までに郵送、電子メール、ファクシミリ、持参のいずれかの方法により、1 部を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に提出してください。

なお、応募に必要な書類の様式は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会のホームページ（<https://www.tottori-wel.or.jp/p/soumu/4/1/>）からダウンロードできます。

4 交付要件及び補助額

交 付 要 件	次の要件をすべて満たす者。 ① 令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日までに初任者研修を修了した者（指定事業者から修了証明書の交付を受けた者）。 ② 交付申請時に、鳥取県内に住所を有している者であること。 ただし、鳥取県外に住所を有するものであっても、鳥取県内の介護事業所に勤務しているか、就職を予定していることが確認できる者も含む。 ③ 下記の制度及び事業により初任者研修の受講料に対する支援や補助、助成を受けていないこと。 ア 求職者支援制度（求職者支援訓練） イ 教育訓練給付制度（一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付） ウ 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 エ 国、都道府県、市町村が実施する初任者研修受講料補助事業 オ その他初任者研修に係る補助、給付事業
補助対象経費	初任者研修を受講する際に支払った経費のうち、教材費を除いた額。
補 助 額	3 万円（上限）

5 補助対象者の選定方法

本要領の定める要件に合致する者の中から選考することとし、原則として先着順とします。

ただし、同着等の場合で、一方を選択する必要がある場合は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会会長が抽選により選定します。

6 応募にあたっての留意事項

5による選定後、採択された対象者に採択決定通知書（別紙2）を送付します。決定通知書が届いた者は、研修修了後、速やかに交付申請書を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に提出してください。

※研修の修了は、修了証明書の交付を受けたことが条件となります。

7 介護人材就業奨励金の案内

（1）介護の担い手奨励金

別途定める「鳥取県介護人材就業奨励金支給要領〔介護初任者研修〕」により、本補助金の交付対象者であって、初任者研修修了後、県内の介護事業所に介護職員として一定期間勤務した者に対し、2万円を支給します。

（2）過疎地域就業奨励金

別途定める「鳥取県介護人材就業奨励金支給要領〔介護初任者研修〕」により、本補助金の交付対象者であって、初任者研修修了後、県内の介護事業所に介護職員として一定期間勤務し、かつ県内の過疎指定地域に住所を有する事業所に従事する者に対し、（1）介護の担い手奨励金に2万円を上乗せして支給します。

※「介護人材就業奨励金」の申請には、本補助金の「鳥取県介護職員初任者研修受講支援事業（一般向け）補助金交付決定通知書及び額の確定通知書」が必要になりますので大切に保管してください。

8 申込・問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 総務部
電 話：0857-59-6331
ファクシミリ：0857-59-6340
メー ル：soumu@tottori-wel.or.jp

鳥取県介護職員初任者研修受講支援事業（一般向け）補助金

【事務の流れ】

